

# 寄附金税額控除の対象となるNPO法人を定める基準（案） に関する意見募集結果の概要

鳥取力創造課

## 1 パブリックコメントの募集等

平成23年の特定非営利活動促進法の改正及び税制改正により、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）に係る新たな認定制度が設けられ、県や市町村が条例で個別に指定するNPO法人に対して寄附を行った個人について、税制上の優遇措置（個人住民税）が受けられることになった。

この条例指定のための基準を定めて公表することにより、審査の公平性を担保するとともに、法人の積極的な申出を促す。

### (1) 募集期間

平成24年9月20日（木）から10月19日（金）まで

### (2) 周知方法

ホームページ、新聞広告、市町村・県機関へのチラシ配架及び県内NPOへの通知

### (3) 応募件数

21件（9名）

## 2 主な意見と対応方針

### (1) 取組を実施する中で反映・検討する意見

意見の概要	対応方針
実績判定期間については、2年間でよいと思う。	原案のとおり、現行の認定NPO法人制度に準じて設定したい。
5年程度の時限条例とすべき。	基準については、一定期間をおいて見直す。 また、指定の手続も含め条例化の検討を進める。
定性的な基準については、判断が分かれる余地がある。今後、具体的な基準を明示するか、誰が見ても明快に判断できる方法を明示すべき。	定性的な基準は残ることから、詳細な制度設計を進めるとともに、有識者等第三者による審査会の設置を検討する。
「他団体と協働」というときの、「他団体」の定義がわからない。一人の個人が任意団体を名乗り活動する場合もあるが、「他団体」として認知されるのか。	「他団体」の詳細な定義づけについて検討する。 実質的に一人の個人が運営する団体であっても、特定の目的を持った任意団体として活動する場合は、協働の相手方として認知されうる。

### (2) その他（参考意見）

意見の概要	対応方針
悪意をもってこの制度を利用しようとする方への対処について検証し、性悪説に則った上での基準作成を。	県民の信頼に足る法人たりうるかは、指定された後の法人の努力によるところが大きい。公益活動促進の機運醸成のためにも、間口は広く、県民による事後チェックを厳しく行う。
更新をしないことにより法人の名前が消失した場合に、信用力の低下を招かないような施策を並行して実施すべき。	条例指定制度は法人の格付けのための制度ではなく、県内における公益活動の促進や寄附文化の醸成のための制度であることをあらためて周知する。
指定しない決定がされた場合、どのような異議申立て方法が用意・適用されるか。	他の不利益処分と同様に、行政不服審査法の規定に基づく異議申立て、及び行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消の訴えの提起ができる旨を法人に通知する。